

高岡市景観計画の概要



平成 29 年 2 月 変更
平成 21 年 3 月

1 基本的な考え方

(1) 高岡市における景観施策の必要性と計画の目的

平成 17 年 11 月 1 日、旧高岡市と旧福岡町との合併による新高岡市の誕生を契機に、固有の歴史や伝統、文化、風土を活かした魅力ある都市づくりに向け、新市としての総合的な景観施策の立案及び展開が求められています。

また、高速交通網の整備等が進む中、県西部の中核都市として、また観光交流拠点としても、高岡市の魅力ある都市空間を形成していく必要があります。

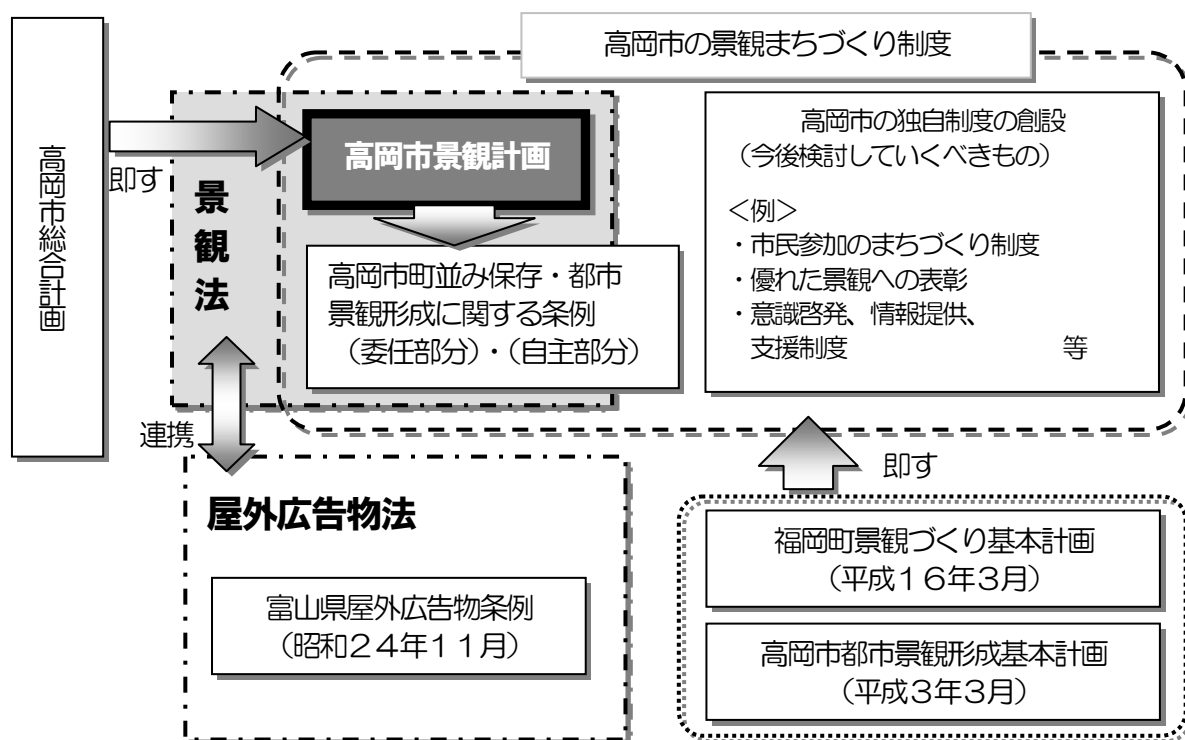
さらに、景観法をはじめとする景観に対する市民の意識やニーズの高まりに応じて、市民・事業者・行政が一体となって魅力ある景観づくりを進めていく必要があります。

以上のことを踏まえ、本計画は、高岡市の持つ伝統、文化、風土などの優れた地域特性を活かし、市民・事業者・行政が一体となって魅力ある景観づくりを進めていくために、景観に関する基本方針や施策を明らかにした「景観計画」を策定することを目的とします。

(2) 計画の位置づけ

景観計画は、景観法に基づいて策定する計画ですが、高岡市総合計画や旧高岡市及び旧福岡町で策定した景観関連計画の内容にも即しながら策定します。

【景観計画の位置づけ】



2 景観づくりの基本方針 (景観法 第8条 第2項 第2号関係)

高岡市の良好な景観づくりに向けた基本方針を以下のとおりとします。

1. 高岡市固有の美しい景観資源を後世に保全・継承していきます。

2. 県西部の中核都市として、魅力ある景観を創り出していきます。

3. 美しい景観によって、市民の誇りと愛着を育みます。

4. 魅力ある景観づくりをとおして、まちを活性化します。

3 景観計画の区域（景観法 第8条 第2項 第1号関係）

高岡市景観計画の景観計画区域は高岡市全域とします。

4 行為の制限に関する事項（景観法 第8条 第2項 第3号関係）

4-1 景観づくりの基準設定の考え方

1. 景観計画区域（市域全体）

景観計画区域とする「市域全体」においては、景観への影響が著しい大規模建築物・工作物を対象として、景観阻害を生じするような事態を避けるために、最低限守るべき基準を定め、景観を誘導します。

範囲： 市域全体
対象： 景観に対する影響が著しい大規模建築物・工作物
基準： 最低限守るべき基準

2. 景観形成重点地区

地域の特性に応じ、特に積極的に景観誘導を行うべき地域を「景観形成重点地区」に指定するとともに、魅力ある良好な景観形成を図るために、詳細な基準を定め、景観を誘導します。

範囲： 特に積極的に景観誘導を行うべき地域
対象： 建築物等（地元との協議等を経ながら決定）
基準： 魅力ある良好な景観形成を図るための詳細な基準（地元との協議等を経ながら決定）

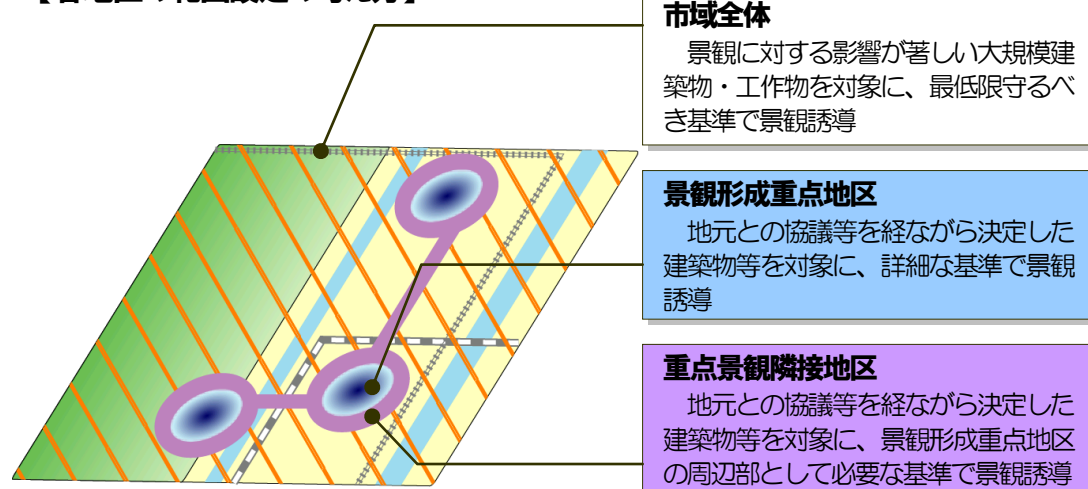
※ 現在、指定済みの地区は「池の端通り」、「旧北陸街道福岡」の2地区のみ

3. 重点景観隣接地区

景観形成重点地区の周辺地域として一体的な景観誘導を図るとともに、最低限守るべき基準を定める「市域全体」と、詳細な基準を定める「景観形成重点地区」との間に生じる著しい景観誘導の格差を是正するため、「景観形成重点地区」の周辺部を「重点景観隣接地区」に指定し、必要な基準を定め、景観を誘導します。

範囲： 景観形成重点地区の周辺部
対象： 建築物等（地元との協議等を経ながら決定）
基準： 景観形成重点地区の周辺部として必要な基準（地元との協議等を経ながら決定）

【各地区の範囲設定の考え方】



4-2 届出が必要な行為及び景観づくりの基準

景観計画区域（市域全体）に対して、以下の基準を定めています。また、景観形成重点地区等を定める際には、届出が必要な行為及び景観づくりの基準等を地区毎に定めます。

行為の種類		届出対象規模	景観づくりの基準の項目
建築物等の新築、 移転、増築、改築	建築物	・高さ10～15m（※）超又は建築面積1,000㎡超	位置、形態・意匠、色彩、素材、敷地緑化、その他
	工作物	・高さ10～15m（※）超（ただし、種類によって異なる）	
建築物等の外観の変更		・大規模行為に該当する建築物等の外観面積の1／2を超える変更	土地の形状、土地の緑化、 法面の外観
土地の区画形質の変更 （水面の埋立て又は干拓を含む。）		・行為に係る土地の面積3,000㎡超で、行為に伴い高さ5m超、かつ長さ10m超の法面が生ずるもの	
屋外における物品の集積又は貯蔵		・行為の用に供される土地の面積3,000㎡超で、かつ集積又は貯蔵の高さが3m超	集積又は貯蔵の方法、遮へい
鉱物の掘採又は土石の類の採取		・行為による地形の変更に係る土地の面積3,000㎡超で、行為に伴い高さ5m超、かつ長さ10m超の法面が生ずるもの	遮へい、跡地の形状、跡地の緑化

※ 建築物、工作物の高さについては、届出対象区域に応じて以下の表のとおり。

高さ	届け出対象区域の区分
15.0m 超	用途地域が、商業地域の場合
12.5m 超	用途地域が、近隣商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域の場合
10.0m 超	用途地域が、上記以外、または、市街化調整区域、白地地域、都市計画区域外の場合

5 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針（景観法 第8条 第2項 第4号関係）

＜指定の方針＞

- ・歴史的・技術的な価値のあるものや、地域で広く親しまれるものなど、外観が景観上特に優れている建築物や樹木は、良好な景観を形成する上でこれを守り、活かしていくことが望まれる。このため、高岡市は、景観上重要な建造物や樹木について、「景観重要建造物」及び「景観重要樹木」に指定するものとする。

＜指定の基準＞

- ・高岡市の良好な景観を形成する上で重要と認められ、公共の場所から容易に見ることができる建造物及び樹木で、以下のいずれかに該当するものを、「景観重要建造物」及び「景観重要樹木」として指定し、積極的な保全・活用を図る。

【景観重要建造物の指定の基準】

- 歴史的景観に寄与しているもの
- 優れたデザインを有しており、造形の規範になっているもの
- 再現が容易でなく、良好な景観形成上、保全する価値があると判断されるもの
- 景観上、地域のシンボリックな存在となっているもの
- 市民に広く親しまれ、保全する価値があると判断されるもの
- 文化財等に指定されるなど、歴史的な価値があると認められるもの

【景観重要樹木の指定の基準】

- 樹容が美観上優れているもの
- 周辺の町並みの景観に調和しているもの
- 樹木固有の形状を保っている又は剪定等により良好な形状を保っているもの
- 景観上、地域のシンボリックな存在となっているもの
- 市民に広く親しまれ、保全する価値があると判断されるもの

＜指定の方法＞

- ・指定にあたり、維持保全の状態等を確認する。
- ・建造物の存在する地元（所有者を含む）の意見を聞き、所有者の同意を得る。
- ・専門家や第三者機関の意見を聞き、指定の妥当性を検証する。

＜制度の活用＞

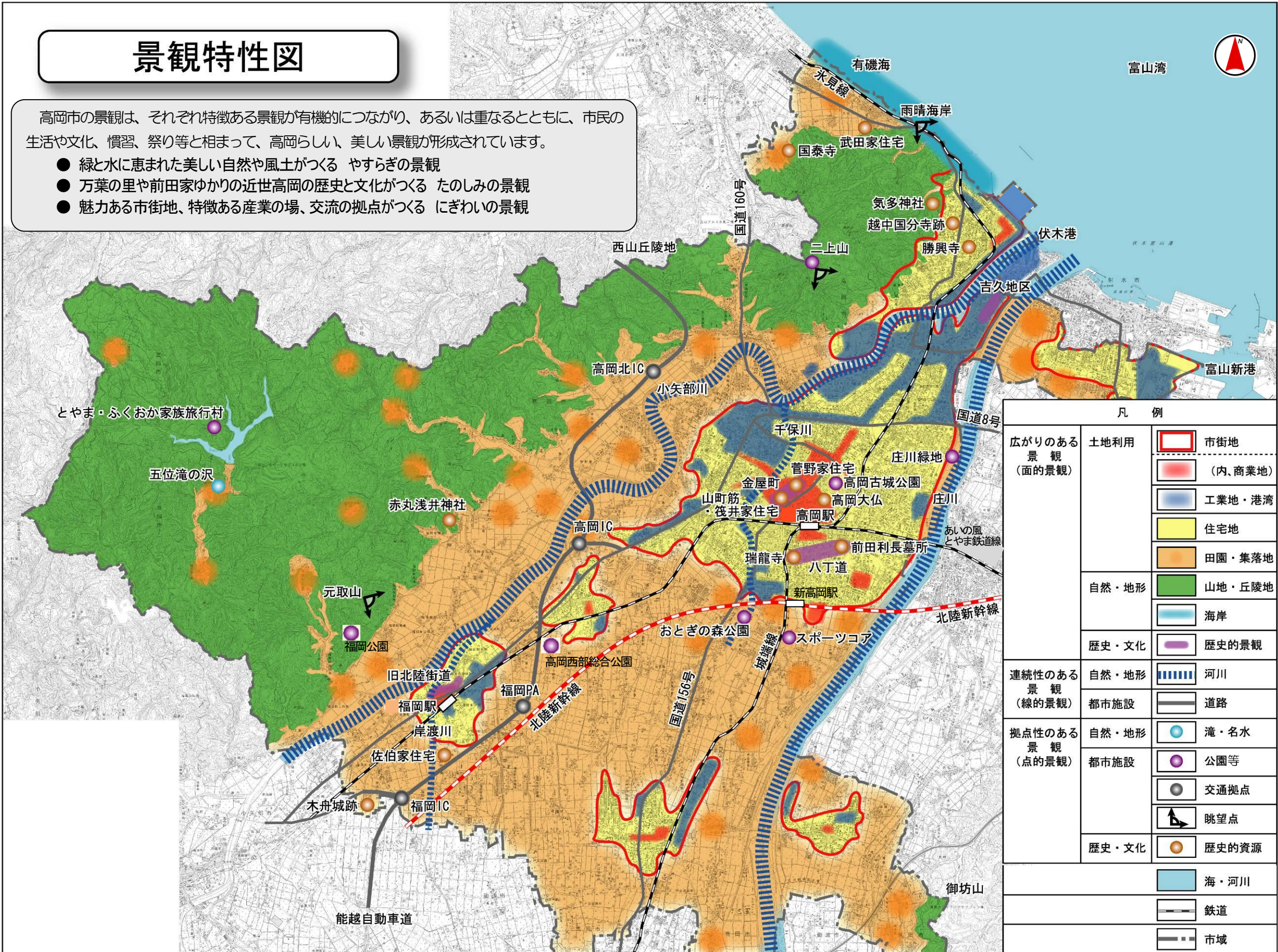
- ・歴史的な建造物の残存状況、その他景観上重要な建造物・樹木の把握に努める。
- ・市民に対し制度の概要、景観重要建造物・景観重要樹木の指定に関する情報提供を行う。
- ・他都市における景観重要建造物・景観重要樹木の活用事例など、情報収集に努める。

景観特性図

高岡市の景観は、それぞれ特徴ある景観が有機的につながり、あるいは重なるとともに、市民の生活や文化、慣習、祭り等と相まって、高岡らしい、美しい景観が形成されています。

- 緑と水に恵まれた美しい自然や風土がつくる やすらぎの景観
- 万葉の里や前田家ゆかりの近世高岡の歴史と文化がつくる たのしみの景観
- 魅力ある市街地、特徴ある産業の場、交流の拠点がつくる にぎわいの景観

- 高岡市の景観は、それぞれ特徴ある景観が有機的につながり、あるいは重なるとともに、市民の生活や文化、慣習、祭り等と相まって、高岡らしい、美しい景観が形成されています。
- 緑と水に恵まれた美しい自然や風土がつくる やすらぎの景観
 - 万葉の里や前田家ゆかりの近世高岡の歴史と文化がつくる たのしみの景観
 - 魅力ある市街地、特徴ある産業の場、交流の拠点がつくる にぎわいの景観



6 優先的に取り組む課題の抽出

他都市事例からみた重点課題の考え方、上位関連計画、アンケート結果、都市の変化要因と時代の潮流などを踏まえ、高岡市が優先的に取り組む課題や、対象となる地域を抽出します。

(1) 他都市事例からみた重点課題の考え方

- ・駅前地区を含む中心市街地
- ・都市の核として都市機能が集積する地区
- ・教育・文化・医療・研究等の施設集積地
- ・シンボル（城）周辺一帯の地域
- ・シンボル（城）と駅の連絡軸
- ・旧街道沿い、都心部の都市軸となる幹線道路沿線

(2) 上位関連計画

1. 高岡市総合計画（平成 19 年 9 月 策定）

高岡市の重点課題

- まちづくりのキーワードは「交流」の推進
- 富山県の中の高岡市 ～県西部の中核的都市～
- 日本の中の高岡市 ～南北軸と東西軸の結節点としての交流都市～
- 世界の中の高岡市 ～港を活かした環日本海への玄関都市～

計画の大綱とまちづくりの目標達成のための基本方針

都市の将来像：

水・みどり・人 光り輝く躍動のまち 高岡

魅力ある観光のまちづくり：

- 観光資源の発掘と保存・活用
- 歴史的景観の保全・活用
- 良好な都市景観の創出

2. 高岡市都市景観形成基本計画（平成 3 年 3 月）

重点地区

- 中心市街地商業地区
- 古城公園周辺地区
- 山町筋
- 美術館・文化ホール周辺地区
- 勝興寺周辺地区（計 5 地区）

3. 福岡町景観づくり基本計画（平成 16 年 3 月）

重点地区

- 旧北陸街道周辺地区
- シンボルロード周辺地区
- 岸渡川周辺地区
- 国道 8 号周辺地区（4 地区）

(4) 市民アンケート結果

高岡市の景観資源の魅力度評価

- 「海辺の景観」、「社寺や史跡が残る景観」に対する高い魅力度

高岡市において最も高岡らしいと感じる景観

- 「古城公園」、「雨晴海岸」、「高岡大仏」、「金屋町の町並み」

高岡市において最も景観を阻害しているもの

- 「空ビル・空家・老朽化した建物の放置」

(3) 都市の変化要因と時代の潮流

1. 近世高岡の文化遺産群の保存

資産の名称：近世高岡の文化遺産群

（勝興寺、瑞龍寺、高岡城跡、前田利長墓所、金屋町、山町筋）



勝興寺



瑞龍寺

2. 北陸新幹線新高岡駅の整備

まちづくりの目標：新たな時代に向けた県西部地域並びに飛騨・能登地域のにぎわいと交流拠点づくり

まちづくりの基本理念：

- 新たなターミナルとしての利便性を活かしたまちづくり
- 新幹線開業効果を活かしたまちづくり



新高岡駅周辺のイメージ

3. 能越自動車道 福岡 IC・高岡 IC・高岡北 IC、北陸自動車道 高岡砺波スマート IC 周辺の整備

- 北陸自動車道、東海北陸自動車道と連結
- 富山県北西部及び能登地域と三大都市圏との交流促進
- 富山県などの産業、経済、文化の発展等に寄与

4. 伏木港による環日本海の交流

- 伏木港の整備により、環日本海交流における重要な役割を果たすことが期待

(5) 策定委員会からの意見

- 全 体：高岡市の核を設け、核を中心に順序だてて取り組むべき。守るべき自然景観もある。
- 高岡市の顔・シンボルとなる場の景観づくり：高岡市の玄関で利用者の多い高岡駅、新高岡駅周辺、中心市街地、古城公園、瑞龍寺、高岡大仏での景観づくりが必要
- 世界遺産登録を目指した景観づくり：現在進められている世界遺産登録の内容と一体化、勝興寺を中心とした高岡市の北部地区の景観づくりが必要
- 交流拠点周辺を重視した景観づくり：高岡市の顔・シンボルとなる場との関連、高岡駅前・駅南、IC、雨晴海岸での景観づくりが必要
- 市民意識の向上に寄与する景観づくり：世界文化遺産のまちにふさわしい屋外広告物誘導が必要

(6) 優先課題抽出の基本条件

他都市の事例、上位関連計画、市民アンケート結果、都市の変化要因や時代の潮流などを踏まえ、優先的に取り組むべき景観づくりの課題（地域）抽出の基本条件。

①高岡市の顔・シンボルとなる場の景観づくり

中心市街地、古城公園、旧北陸街道、代表的な観光地など、高岡市の顔・シンボルとなる場の景観づくりを優先します。

②世界遺産登録を目指した景観づくり

近世高岡の文化遺産群としての世界遺産登録を見据え、高岡市を代表する地域として一体的な景観づくりを優先します。

③交流拠点周辺を重視した景観づくり

駅、IC、港など、多くの人が集まる交流拠点の景観づくりを優先します。

④市民意識の向上に寄与する景観づくり

景観づくりに対する市民の声が高い場の景観づくりを優先します。

(7) 優先的に取り組む課題（地域）

1. 高岡中心市街地・近世高岡の文化遺産群地域

（基本条件との整合：①、②、③、④）

高岡市の中心市街地であり、交流拠点の高岡駅をはじめ、世界遺産登録に向けた資源が点在する、高岡市の顔・シンボルとなる地域です。また、市民アンケートで高岡らしいと感じる景観資源が多く存在します。

2. 伏木港～勝興寺・雨晴海岸周辺地域（基本条件との整合：①、②、③）

世界遺産登録に向けた資源の一つである勝興寺や、大自然のパノラマが展開する風光明媚な雨晴海岸があるとともに、伏木港の整備などにより、重要な交流拠点として期待される地域です。

3. 福岡駅～旧北陸街道・岸渡川沿線地域（基本条件との整合：①、③）

旧北陸街道や岸渡川沿線など歴史的景観や良好な景観資源が分布するほか、人の交流拠点となる福岡駅を含む地域です。

4. 新高岡駅周辺地域（基本条件との整合：①、③）

新たな高岡市の玄関口として重要な交流拠点であるとともに、大規模商業施設など、今後、新たな景観の創出が求められる地域です。

7 景観形成重点地区の景観誘導の方向性

◆ 景観形成重点地区の概要と景観誘導の方向性の例

以下の10地域から景観形成重点地区を抽出し景観誘導を図ります。

地 域 名	地域の 主な属性	景観特性 (主な景観資源)	地域の概要
高岡中心市街地 ・ 近世高岡の 文化遺産群地域	歴史的な拠点性のある地域 (歴史・遺産)	・高岡古城公園 ・高岡大仏・瑞龍寺 ・前田利長墓所	・高岡の中心市街地の北側に位置し、様々な商業・業務施設や沿道サービス施設等が立地している。 ・駅前地区には、新しい住宅街や商業施設等の立地も見られる。 ・古城公園の周辺には、住宅地が形成されている。
	交流・集散拠点となる地域 (都市・玄関口)	・高岡駅	
	歴史的な広がりのある地域 (歴史・町並み)	・金屋町 ・山町筋	
伏木港 ～ 勝興寺・雨晴海岸 周辺地域	自然のパノラマを感じる地域 (自然)	・雨晴海岸	・伏木の中心部に位置し、奈良時代の国府(国分寺)や一向一揆の拠点であったといわれる勝興寺がある。 ・門前の町並みとして、歴史性のある建物などが点在して見られる。 ・駅前周辺に商業施設が見られる以外は、大半が住宅となっている。
	歴史的な拠点性のある地域 (歴史・遺産)	・勝興寺 ・越中国分寺跡	
	歴史的な広がりのある地域 (歴史・町並み)	・吉久地区	
福岡駅 ～ 旧北陸街道 ・ 岸渡川沿線 地 域	交流・集散拠点となる地域 (都市・玄関口)	・福岡駅	・福岡の中心市街地部に位置している。 ・旧北陸街道沿線には、歴史性のある建物などが集積した町並みが見られる。 ・福岡駅をはじめ、人々の交流拠点が立地している。
	歴史的な広がりのある地域 (歴史・町並み)	・旧北陸街道	
	自然のパノラマを感じる地域 (自然)	・岸渡川	
新高岡駅周辺 地 域	交流・集散拠点となる地域 (都市・玄関口)	・新高岡駅 ・スポーツコア ・おとぎの森公園 ・高岡イオン	・高岡駅の南側に位置し、地区内に新たな新高岡駅が整備され、新しい交流拠点としての期待が高まっている。 ・地区周辺には大規模商業施設が立地しており、地域内外の人で賑わう。

景観形成重点地区について、地区の背景となる概況、景観特性、景観形成の課題を整理し、景観誘導の方向性・誘導項目の一例を示します。

景観形成の課題	景観誘導の方向性・誘導項目例
・世界遺産登録に向けた活動と連動し、歴史性ある拠点空間としての景観誘導が必要。	・周辺地域の建物高さの抑制（眺望景観の確保） ・屋外広告物規制（簡易除去徹底、禁止地域指定、屋内広告に対する規制等）
・高岡市へ訪れる人々に高岡を印象付ける特徴と魅力ある交流拠点として、中心市街地活性化施策と連動した景観誘導が必要。	・建築物の色彩誘導（マンセル値による色彩範囲の規定等） ・屋外広告物規制（簡易除去徹底、禁止地域指定、屋内広告に対する規制等） ・緑量の確保（敷地内植樹、壁面・屋上緑化等）
・地区内に点在する様々な景観資源を有機的に繋ぐ景観上の統一性・物語性を持たせることが必要。	・歴史的・景観的価値のある建築物の保護（景観重要建造物等） ・地域の歴史特性に応じた建築意匠等の基準設定（高さ、正面の意匠、軒線の統一、素材等の誘導等）
・他に類を見ない特徴ある雨晴海岸の景観を今後も保護・保全していくための規制誘導が必要。	・無秩序な開発抑制
・勝興寺をはじめとする周辺地域において、歴史的な趣のある地域としての景観誘導が必要。	・周辺地域の建物高さの抑制（眺望景観の確保） ・地域の歴史特性に応じた建築意匠等の基準設定（高さ、正面の意匠、軒線・壁面線の統一、素材等の誘導 等） ・屋外広告物規制（簡易除去徹底、禁止地域指定、屋内広告に対する規制等） ・緑量の確保（敷地内植樹、壁面・屋上緑化等）
・地区内に点在する様々な景観資源を有機的に繋ぐ景観上の統一性・物語性を持たせることが必要。	・歴史的・景観的価値のある建築物の保護（景観重要建造物等） ・地域の歴史特性に応じた建築意匠等の基準設定（高さ、正面の意匠、軒線の統一、素材等の誘導等）
・福岡地区へ訪れる人々に印象を与える特徴と魅力ある交流拠点としての景観誘導が必要。	・屋外駐車場の修景誘導（植樹推進、塀・生垣等による目隠し 等） ・建築物の色彩誘導（旧街道沿線と調和した建築意匠の推奨 等） ・屋外広告物規制（簡易除去徹底、禁止地域指定、屋内広告に対する規制等） ・緑量の確保（敷地内植樹、壁面・屋上緑化等）
・旧街道沿線において、歴史的な趣のある地域としての景観誘導が必要。	・歴史的・景観的価値のある建築物の保護（景観重要建造物等） ・地域の歴史特性に応じた建築意匠等の基準設定（高さ、正面の意匠、軒線・壁面線の統一、素材等の誘導 等）
・四季の移ろいと潤いを感じさせる岸渡川沿線の景観づくりが必要。	・自然護岸の推奨（ビオトープ化） ・緑量の確保（植樹、桜並木の維持管理 等）
・新高岡駅の整備に伴う新たな交流拠点として適切な景観誘導が必要。 ・大規模商業施設やその周辺地域における秩序ある景観づくりに向けた規制誘導が必要。	・建築物の色彩誘導（マンセル値による色彩範囲の規定等） ・屋外駐車場の修景誘導（植樹推進、塀・生垣等による目隠し 等） ・屋外広告物規制（簡易除去徹底、禁止地域指定、屋内広告に対する規制等） ・緑量の確保（敷地内植樹、壁面・屋上緑化等）

お問い合わせ

高岡市都市創造部都市計画課 計画係
TEL(0766)20-1407 FAX(0766)20-1414
E-mail : toshi@city.takaoka.lg.jp